

建設水道常任委員会

平成22年12月14日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浦野 圭司	○紀 良治	中川 靖広
辻 善次	木澤 正男	木田 守彦
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	清水 建也	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	今西 弘至	同 課 長 補 佐	角井 敏文
観 光 産 業 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	関口 修
都 市 整 備 課 長	加藤 保幸	都市整備課参事	井上 貴至
同 課 長 補 佐	井上 究	上下水道部長	谷口 裕司
上 水 道 課 長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	上埜 幸弘
下 水 道 課 長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	井戸西 豊

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、辻委員

委員長

おはようございます。木田委員が少し遅れられるということです。
ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
はじめに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、中川委員、辻委員のお二人を指名いたします。両委員には
よろしく願いいたします。
本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。
初めに、本会議からの付託議案であります、（1）議案第42号 斑鳩
町景観条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。
加藤都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、議案第42号 斑鳩町景観条例についてご説明させていただきます。
まず議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

都市整備
課長

それでは、末尾の要旨をもって説明とさせていただきます。

（ 要旨朗読 ）

都市整備
課長

なお、事前の委員会でご説明させていただきました中で、条例の第2条、
第1項の基本理念において「承継」という文言につきまして、第4次斑鳩
町総合計画並びに、斑鳩町景観計画との整合性、また、一般的に「継承」

という文言が使われているといったご意見もいただいたことも含め、本条例におきましては「継承」という文言を使うこととさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。以上で、斑鳩町景観条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り原案どおりご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 確認をさせていただきたいんですけど、前回の事前の委員会でも、私疑問に思ったんで、いろいろ聞きましたが、今回この条例を策定するにあたっては、特に新しいものをつくるということではなく、県である条例を町での条例として定めるということで、新たに規制を設けるものではないということで、理解をしておいてよろしいですか。

都市整備 そういうご理解で結構でございます。

課長

木澤委員 それとですね、初日の総括質疑でも体制のことで心配をされているというような質問がありましたけども、今回、今後町が管理団体になっていくとして、今、景観計画については定めていただいておりますけども、具体的に町としてどういうことができるようになって、どういうことをしようとしているのかというのが、もうひとつちょっとよくわからないものですから、その辺ところもお答えいただける範囲でお尋ねをしておきたいと思うんですが。

都市整備 まず、具体的にこの制度につきまして、県の景観計画を運用していくわけですけども、具体的な内容ということをまず申し上げますと、特にご心配されている一般住宅への負担という部分もあろうかと思っておりますけども、この規制につきましては一般区域の建築面積が1,000平米を超えるもの、それで高さが13mを超えるもの、それから広域沿道区域につきましては

建築面積が500平米を超え、高さが10mを超える物件、それから第1種特定区域、法隆寺の沿道の区域になるんですけども、これにつきましては、一戸建て住宅以外では建築面積が100平米、そして高さが10m、そういったものが規制の対象となってきておりまして、少しデータ的なことを申し上げますと、平成17年から21年までの5ヵ年で建築確認が745件出ておりますけども、その内対象となりますのは8件、この条例でいきますと8件が対象になります。建築面積については8件、それから高さにつきましては10mを超える申請は12件、これ過去5年間の実績でございまして、こういったことから言えば、さほど多く届出される状況ではないと思います。まあ、実際に一般住宅と比べまして形態意匠が奇抜な、特に商業施設を対象にしているということでご理解をいただきたいと思えます。

委員長 他によろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第42号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 川端観光産業課長。

観光産業 それでは、議案第44号、斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正す

課長

る条例についてご説明申しあげます。

まず始めに議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

観光産業
課長

それでは、末尾の要旨の朗読をもって、説明とさせていただきます。

(要旨朗読)

観光産業
課長

なお、先月の事前委員会において、周辺駐車場との調整についてご心配をいただいております件につきましては、12月1日に周辺駐車場経営者の皆さまに協議をさせていただきました。結果といたしましては、すべての駐車場に関しまして反対の意見は無く、駐車場使用料改定の趣旨をご理解いただいたものと考えております。また、改定内容等につきましては、事前委員会において概略ではございますが、説明させていただきますので割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議賜り原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中川委員。

中川委員

600円を500円にされたら、前年度っていうのか、今までの台数からいったら、どれぐらい年額下がってきますか。

観光産業
課長

今、現在の駐車場の利用台数ですねんけど、20、21年度とも約22,000台乗用車の利用があります。一応100円下がることになりますんで、約220万前後の、一時的な減額になりますけど、乗用車は現在増加傾向にありますんで、個人旅行が増えていくという傾向もありますんで、

いずれ解消するものと考えているところです。

中川委員　今の台数でいくと約220万下がるということで、普通乗用車が増えていくから、その220万円分埋まるというのは、今のところ言い切れるのかなと思もあるねんけど、わざわざそう付け加えて答弁してくれはったからあれやけど、わかりました。

委員長　小城町長。

町長　そんな簡単にはいかないと思います。今かて高速が1,000円ですから、その関係で伸びておりますけども、やっぱり来年は上限が2,000円と今、なるかならんかは別にしたかて、政府が言ってますようにね、そやから今年は特に平城遷都の関係もございますから、来年は若干減るかもわからんと、それはもう不特定だと思います。増えるというのは、よっぽど、今の段階が一番ピークだと思っておりますので、そういう点については500円にしたからたくさん入るといふことにはならない、門前業者もそれだけのことされてますから、われわれとしては今現在の維持、そして事故のないようにだけはやっていきたいと思っております。

委員長　他、よろしいですか。

(な し)

委員長　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　異議なしと認めます。よって議案第44号については、当委員会として

満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（３）議案第５０号 平成２２年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長 議案第５０号 平成２２年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

下水道課長 続きまして、２枚目を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

下水道課長 添付いたしております付近見取り図をご覧くださいませでしょうか。３枚目でございます。

位置図に示しております稲葉車瀬１丁目地内の路線でございます。

路線延長は５１９．７ｍで、管内径が４０ｃｍのコンクリート管による推進工法により工事を行う計画でございます。

本議案につきましては、去る１１月１５日に郵便による制限付一般競争入札を行いましたところ、最低応札者の応札額が低入札調査基準価格を下回りましたことから、１１月２４日に低入札調査を実施いたしました。

その調査は、応札者側の株式会社竹中土木奈良営業所より営業担当者及び見積り担当者の２名が出席し、町から入札担当課の企画財政課より課長及び課長補佐、工事担当課である下水道課より課長と事業係長が出席し調査を実施いたしております。

調査の内容といたしましては、低入札価格調査制度の取扱いに基づき、具体的な資材購入先や労務者の供給見通し、積算された根拠や見積書の確認、及び経営内容等について事前提出された資料の項目ごとに聞き取り調

査を行っております。その結果の主な内容といたしまして、まず、低入札価格以下である応札額の価格設定根拠といたしまして、資材購入におきましては系列会社グループにおいて集中した一括購買により、廉価で調達できる見込みであること。工事では、同種類似工事を実施された経験があり、その実績から協力会社により見積りされていること。諸経費においては、最小限必要な現場運営に係る経費及び現場職員経費を積上げで積算されていること。また、この工事の受注実績により、今後の営業活動を展開していけることから、会社として強い受注意欲があること等の説明を受けて応札者の積算書及び見積り書を確認いたしました。

また、契約対象工事付近における手持ち工事の状況、関連する手持ち工事の状況、事業所、倉庫等の地理的条件、労務者の具体的供給見通し、経営内容などにつきましても入札執行部局とともに調査し、特に問題ないことを確認いたしております。

このことから、最低価格入札者の入札価格による契約の内容に適合した履行がされると認めましたことから、株式会社竹中土木奈良営業所 所長 八木茂と1億7,373万1,950円（落札率70.4%）でございますが、工事請負契約の締結をお願いするものでございます。

なお、発注後におきましても、施工計画、施工体制、実際の施工状況等を踏まえ安全管理、品質管理、工程管理が適切に行われることを監理してまいりたいと考えております。

以上で、議案第50号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、何卒、原案どおりご承認たまわりますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 今、詳しく説明いただいたんで、どういった面で経費が節減できているのなっているのはだいたい分かったかなと思うんですが、初日も質問がありましたけども、特に下請けとか、孫請け、働く人たちの給料の問題です

ね、そこの単価も今、確認をしていただいているというふうに報告があったんですけども、具体的にちょっと金額、現場で働くガードマンさんと作業員さんですね、金額はどれぐらいになっている、町として、どれぐらいだから適正だと思ってはるのか、その辺の基準、ちょっとお聞きしたいんですけども。

下水道課
長

実際の単価につきましては、これはひとつずつの単価を比べている話ではなくて、工種ごとに比較したものでございますので、その中でちょっと説明させていただきたいと思いますが、例えば推進工事とか、補助工、薬液注入の必要な工事があるんですけども、それを見ましても、一律全部落とされているわけではなくて、例えば推進工事については、うちの設計が額に比べて、業者とも比較しましたら、70.7%に抑えられている、これは先ほども説明しましたように、協力業者との調整の中でできた金額だということで説明を受けました。しかし、例えば人孔工という工事がございまして、つくったあとに最後マンホールの仕上げをするんですけども、それにつきましては100%ぐらいの計上を見込まれている工事もあるということで、これは適正に積算されて積上げられたということで説明を受けておりますので、各個々の人件費がいくらというよりも、工種ごとで確認した結果、適正ということで確認いたしております。

木澤委員

最低賃金との関係とか、その辺でどうなのかなと思ったんですけど、今具体的に人件費の部分で単価だすのは難しそうな話なんですけど、やはり近年ですね、公契約条例なんかも全国で制定されている中で、そうしたところも着目をいただいていると思いますけども、こうした低価格の入札があったときに、今後も注意をして見ていっていただきたいなど、今日の段階では入札に関わってのことですので、その辺のところについて、今後も適正に管理をしていただきたいということだけお願いしておきます。

委員長

他、よろしいですか。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第50号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについて審査することといたします。

はじめに、①公共下水道事業について、理事者の報告を求めます。

上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。最初に、工事の進捗状況でございますが、11月の事前委員会でご報告いたしました状況から特段変化はございません。各路線工期内の完成にむけまして順調に工事を進めているところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料1をご覧くださいいただけますでしょうか。平成22年11月末現在の状況でございます。事前委員会でご報告いたしました10月末現在より新たに18件の申請を受付け、平成22年度に入りまして168件の申請をいただいております。

現在、申請受付け総数は2,191件となり、利用世帯総数が2,453世帯でご利用いただいているところでございます。接続率につきましては、事前委員会より0.5%増え、61.3%となっております。

なお、融資あっせん利用総数は34件、浄化槽雨水貯留施設転用申請総数は、事前委員会時より1件増えまして28件となっているところでございます。以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、② 都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、理事者の報告を求めます。 加藤都市整備課長。

都市整備
課長 それでは、② 都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、ご説明させていただきます。

まず、いかるがパークウェイについて報告させていただきます。

稲葉車瀬区間におけます、いかるがパークウェイ稲葉車瀬地区道路改良他工事につきましては、歩道の視覚障害者誘導用ブロック及び歩道の玉砂利舗装の施工が先週末に終わり、予定しておりました工事は全て完了いたしました。

次に、前回の委員会におきまして、いかるがパークウェイ稲葉車瀬区間や岩瀬橋の早期完成と供用及び五百井・興留区間の事業促進が緊急の課題であることから、平成23年度予算の確保等、整備促進に関する要望活動等を勢力的に行ってまいりたいと報告しておりましたことについては、去る12月2日に国土交通省道路局に町長が赴きまして、道路局長をはじめ道路関係各担当課長に面談のうえ、いかるがパークウェイの現状説明を行いまして、整備促進にかかる予算確保を趣旨とする意見書を提出し、要望活動を行ったところであります。

なお、提出議案説明の冒頭で、町長より報告されておりますように、国の補正予算において1億1,200万円の予算措置がなされたところであり、今後、事業推進に向けて進められていくものと考えております。

次に、五百井・興留区間においては、去る12月4日に服部地域を中心とする11自治会を対象としました住民説明会を開催し、自治会や子ども会役員等35名の方々に出席いただき、いかるがパークウェイの事業の概

要、服部地区の道路構造、環境問題、事業の流れについての説明をおこない、ご意見を伺ったところであります。

主な意見としては、通学路の安全確保、雨水排水問題に対する意見等をいただいております、地域の皆様方と事業者が相互に課題を共有し、引き続き、協議をおこなっていくことを確認しております。

次に、三室交差点計画や道路構造については、紅葉ヶ丘や新楓町自治会におきましては、検討案に概ねご理解が得られておりますことから、12月20日には、地域のご意向もふまえて、警察との協議を実施することとなっております。

また、当該区間の計画を早期に取りまとめできますように、12月27日には国・県・町によります三者協議会で今後の進め方について協議する予定となっております。

以上が、いかるがパークウェイに関することでございます。

次に、法隆寺線整備事業について報告させていただきます。

残っている1件の用地につきましては、引き続き地権者と協議を行っており、去る11月8日には、警察と交差点に係る協議を行っており、12月15日に、明日でございますけれども、現地で地権者と設計等をおこないます仲介業者と立ち会って、代替地等の確認をしていただく予定となっております。今後ともできるだけ早くご協力いただけるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解たまわりますようよろしくお願いいたします。

以上が、都市計画道路の整備促進に関することについての説明でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 まず国のほうで1億1,200万ですかね、これ補正予算がついたということですが、具体的にはどの部分に使われることになるんですか。

都市整備 1億1,200万円の内訳でございますけれども、工事費で8,000万、

課長 測量設計費で1,000万、それと用地費及び補償費で2,200万、合計で1億1,200万円でございます。

木澤委員 それとですね、三室の交差点の計画の話ですけれども、警察と立会いをされるという報告があったかなと思うんですけども、自治会の方のいろいろ意見もあって、おおむね了承されていると報告があったんですが、三室の自治会なんかは今、どういう状況になってるんでしょうかね。

都市建設部長 三室自治会におきましては、以前から協議の申し入れを幾度かやってきておりますが、その都度やっぱり事業の計画が進むということが前提であれば話はできない、あるいは説明会等の回覧も回せない等々、なかなか話に乗っていただけないという状況で、その状況は変わっていないというのが実情でございます。

木澤委員 今回、警察との立ち会いを行うというのは、おおかた計画が固まったことになるんですかね。

都市整備課長 20日に開催されます警察との協議でございまして、現場での立ち会いではございません。おおむね自治会と協議をさせていただいて、それをもって警察との協議を行うということでございますので、現場立ち会いではございません。

木澤委員 そうすると、その計画の策定について、まあいろいろ、特に紅葉ヶ丘なんかからも意見がでていると思いますが、そういう部分について反映されてきているのかなと思うんですが、計画の決定というのは、まだ目途がつかないという状況やと理解しておいていいんですか。

都政整備課長 現在警察と協議中ですので、はい。

木澤委員 以前から三室自治会にしても、働きかけをしていただいて、無視して進

めていくよということはないとおっしゃっていただいていますので、その姿勢でやはり住民の皆さんの理解を得られるように、今後も町としてそうした姿勢を大切にしていきたいというふうにだけお願いだけしておきます。

委員長 よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課参事。

都市整備 それでは、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することの進捗状況について、報告をさせていただきます。

先の委員会でご報告いたしておりましたとおり、11月23日に第2回(仮称)法隆寺駅前線、駅前広場の計画に関する地元説明会を開催いたしております。説明会の対象者といたしましては、地元自治会ということで、駅前の南口にあります自治会なんですけども、駅前中、駅前南、駅前新の3自治会及び、町が今計画案として持っております、計画によって影響すると思われる地権者を対象といたしております。当日は28名の参加者をいただいております。

説明会の主な説明項目といたしましては、1つには、(仮称)法隆寺駅前線及び駅前広場の整備目的と必要性並びに現在までの計画の検討状況を説明し、(仮称)法隆寺駅前線の幅員については、今現在12mから18mの幅員で検討していること、また、駅前広場の面積については約6,000㎡の規模で検討を進めていることを説明いたしました。

2つ目には、昨年年第1回説明会において、地元の皆様から検討要望のありました(仮称)法隆寺駅前線のルートの比較検討結果について、4つの案を比較し、その経済性、走行安全性、都市計画の要件、駅前広場との距

離、土地区画整理予定区域での土地利用計画、更には、更に南側の農地部分の営農環境への影響、都市計画道路安堵・王寺線との接続位置と県道大和高田斑鳩線との距離からなる交差点処理の項目ごとについて優劣を説明いたしまして、町としては、総合的な判定により、前回の当委員会でお示しした計画（案）が妥当であると判断をしていることを説明しております。

当日、説明会参加者からは、計画幅員についてのご意見は特にございませんでしたけれども、道路整備後の周辺環境への対応策や、既存住宅地内道路への通り抜けの対策、あるいは交通渋滞が起こらないか等の対策など道路整備後における対策等のご意見をいただいております。あるいは、将来のまちづくりに対するご意見としては、当町の更なる発展や活性化には新たな道路整備が必要ではないかというように、駅前将来の発展に期待する意見もございました。また、計画ルートに関するご意見といたしましては、駅前の広場へのアクセス道路の整備としては、広場東側の南北町道、三代川沿いの町道でございますけれども、これを拡幅するべきではないかなどが主なご意見、ご質問としていただいております。

なお、今日まで当該整備計画において影響があると思われる土地所有者等に対しましては、個別に意向把握に努めているところでございますが、その中では計画に関して大変厳しいご意見をいただいている方々もおられる状況もありますことから、都市計画決定にあたっては、地元関係者の一定の合意形成を図ることが重要な要件でもありますので、町といたしましては、今後も各関係者に計画についてご理解をいただけるよう努力してまいりたいと考えている旨も説明会において説明をいたしまして、今後、より具体的な計画内容がまとまれば、改めて説明会を開催させていただきたいことをお願いし、説明会を終わっております。

なお、現在は、説明会に欠席された関係権利者の方々と説明会の内容を報告するとともに、個別にご意見等を伺っているところでございます。

次に、先ほど町長が挨拶の中でもありましたように、南口広場で計画されております交番所の建築工事でございますが、工事請負業者が決定しまして、11月25日から平成23年3月31日の工期で建築工事が実施されると聞いております。この16日から現地での工事に着手される予定と

のことであります。町といたしましても県警本部と協力しながら、今日まで隣接地権者との工事調整を行うとともに、周辺住民の方々等への工事周知をすでに行ってきたところでございます。

以上簡単ではございますが、J R法隆寺駅周辺整備事業に関することの報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 厳しいご意見もいろいろあるということで、今後それについては慎重に対応していただきたいなというふうに思うんですけども、以前からですね、都市計画審議会の中でももう1本大きい道路を抜くことに対しては、疑問の声があがっていたかなと思うんです。今聞きますと、地元の方からも三代川沿いの道路も広げるべきではないかという声があって、以前に都市計画審議会のほうでも、こっちの道路を広げるんやったら、そっちの道路をもっと広くして、今新たにつくろうとしている2号線ですかね、あれはいらないではないかという意見もあったかなと思うんですけども。今回、広場の拡幅も計画をされているということで、もともと大型バスが入れるようにということで、2号線なんかは計画されていたかなと思うんですが、その辺の整合性というのは図れないものなんですかね。

都市建設部長 ただ今おっしゃっていただいておりますようなご意見、都計審、あるいは住民の方々いろいろといただいております。やはりそういった声を十分聞かせていただきながらですね、今委員のご指摘いただいたようなところも十分検討しながら、進め方また決めていきたいと思っております。

木澤委員 それとですね、以前でしたら、道路の幅員がある程度の広さがないと国の補助を受けられないというようなことがあったと思うんですけど、今なんかそれが変更されて変わってきているみたいですね。その一定の幅員がなくても国の交付金なんかは、という形態に変わってきているんで、活用ができるというようなことを、都市計画審議会の中でも議論されていたか

など思うんですけども、それについても1点確認させてください。

都市建設
部長

ただいまおっしゃっていただいております道路幅員等につきましては、現在、国の全体の流れの中です、例えば確実的に決められた道路法によります道路構造令等をやはり地域に合った形に変えていくといった話の中でそういう流れは確かにございますが、具体的にですね、道路の幅員等を決めていくためには非常にきちとした根拠をもってやらないと、なぜこの幅員にしたんやと、道路構造令なり、決められた以外の幅員をどう決めるんやという根拠付けは非常に難しいところがあると思います。そういったことで今後はですね、補助の対象になるかどうかというのは、やはり最終的に会計検査も当然ございます。住民さんに対してもですね、この必要性、幅員の決め方等をきちと説明をしていく必要がございます。だから、お金がかかるからといって狭くするといったことが簡単に通るような話ではないと思いますので、そういったことは今後十分にですね、そういう基準が決められていく中で、補助対象がどうなっていくかというのはまだこれから先いろいろ議論があろうかと思っております、現在まだ具体的に決まったという状況ではございませんので、その辺ご理解をいただきたいと思っております。

木澤委員

町のほうも説明の段階で12mから18mで協議をされているというふうにおっしゃってましたので、最低限、大型バスが通れるものということで、やはり今でしたら歩道も必要ですし、なにより自転車がきちんと安全に走れる道路であるということも必要だと思います。だからその点も踏まえて、もちろん費用はかからないほうがいいですから、そういうことも検討していただいて、地元の方と調整をお願いしておきたい、できることならば私もそりゃ1本のほうがいいと思いますのでね。地元の方もおっしゃっているんですしたら、三代川沿いの道路を広げることで対応できるんですしたら、そうした修正も図っていただきたいとお願いしておきます。

副町長

今、三代川の話もございます。その対応、同じ幅員を三代川にもって

きた場合に、そしたらどちらが事業費としてたくさんかかるか、どちらが立ち退きされる方の件数が多いか、そこらもありますんで。単に三代川という意見があるから、こっちへもってきなさいよという議論にはならないことだけのご理解いただきたいと思います。

委員長 他、よろしいです。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について、理事者の報告を求めます。 藤川都市建設部長。

都市建設 それでは、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)につきまして、一括してご説明させていただきます。

まず、資料2をご覧くださいと思いますが、歳入でございます。

第14款国庫補助金でございます。総務費国庫補助金で、地域活性化交付金として、きめ細やかな交付金3,060万2千円と、同じく住民生活に光をそそぐ交付金1,359万1千円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして裏面をご覧くださいと思います。歳出でございます。

先に説明させていただきました歳入で、地域活性化交付金を活用した事業を実施することということとしておりまして、まず、きめ細かな交付金でございますけれども、第5款 農林水産業費では、土地改良事業への支援といたしまして、斑鳩町土地改良事業補助金で、4地区への土地改良事業への補助金といたしまして、360万円の増額をさせていただくものでございます。

次に、第6款 商工費では、歴史街道ネットワーク事業費では、JR法隆寺駅自由通路のサイン等の整備といたしまして、自由通路内の、階段部分の壁面に観光案内のポスターパネル等の掲示板を設置するものでございまして、116万円の増額をさせていただくものでございます。

続きまして、商工費の法隆寺iセンター管理費では、法隆寺iセンターの充実といたしまして、観光客の休憩場所としてのテラス整備と緊急地震速報受信装置の整備を行うものでございまして、669万4千円の増額をさせていただくものでございます。

続いて、第7款 土木費、道路維持費では、道路環境の整備といたしまして、町道433、434号線、これは目安2丁目地内でございますが、これの舗装補修工事を行うものでありまして、1,507万1千円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、同じく土木費、道路新設改良費では道路の新設改良といたしまして、町道437号線、目安堤防道路でございますが、道路改良工事を行いました部分の、舗装の新設工事を行うということでございます。

次に、住民生活に光をそそぐ交付金でございますが、第7款 土木費、公園費、公園遊具の安全対策の実施といたしまして、今後継続して使用が困難になっております遊具の取り替え、あるいは撤去・部分補修を行なうために、800万円の増額をお願いするものでございます。

続いて、中段でございますが、繰越明許費でございます。先ほど説明をさせていただきました、第5款 農林水産業費 土地改良支援事業の360万円、第6款 商工費、法隆寺iセンター充実事業の600万円 第7款土木費、公園遊具安全対策事業の800万円につきましては、翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑があればお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 今回補正あげていただいているのは100%国の補正で、財源的には国の分で上げてきていただいているということだと思っておりますけれども。今、報告いただいたんですけども、ちょっと具体的に、自由通路の観光パネルの案内というのはどういうふうにするのかとか、あとですね、iセンターの休憩所をつくる問題にしても、どんなふうにしはるのかなとか、その辺のところは執行がいつになるのかということと、事前にこの委員会で示していただけるのかなという点がわからないので、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

観光産業課長 まず商工費の、歴史街道ネットワーク事業の、JR法隆寺駅自由通路サイン等の整備になりますねんけど、一応、今回は駅の自由通路の階段部分、南北の階段部分を利用して、ポスター等のパネル展示できるような形のパネルを設置する、また改札出入口付近に方向サインについても、路面表示も考えてそのサイン、北口は「法隆寺徒歩」という形と南口は「バス、タクシー利用」という形で、今までわかりにくいというような意見がありましたので、それに対応するためのサインという形の整備を考えております。

それから法隆寺iセンターのデッキのことですもんけど、一応今回の場所はiセンター北側の面で、以前浄化槽が設置してあったところ、現在コンクリで蓋をしておりますもんけど、その部分を利用させていただきまして、一応、ウッドデッキの設置を考えております。それで、テラスとして利用する。このテラスは観光客の皆様の休憩場所として利用していただくことを目的としておりますんで、日除け等のパラソル等、いす、テーブルを置いてくつろいでいただくという考えでしております。また利用につきましては、休憩所等もありますけど、多目的に使えるような形で現在検討しているところでございます。

委員長 川端課長、執行時期を。

観光産業課長 それと執行時期ですもんけど、JR法隆寺駅の自由通路サインにつきましては、今年度中には執行したいと考えております。また、iセンターの

北側のテラスにつきましては、いろいろ検討する余地、手続き関係もありますので、次年度に繰越した形でも視野に入れて考えております。

木澤委員　　そうしますと、今度、3月の事前委員会には、だいたい構想的なものというのは委員会に示していただけるということで理解しておいていいんですか。

観光産業
課長　　一応、法隆寺 i センター北側のデッキについては、基本的な内容等も詳しく説明できるものと思います。

都市建設
部長　　今回、急遽こういう形で予算の補正をさせていただいて、計画の具体化をさせていこうとしておりますが、この繰り越しをさせていただいておりますように、やはりきっちりとしたものを造っていく必要がございます。3月末までにきちっと具体的なことがまとまるかどうかというのは、ちょっとなかなか難しいところがあるかと思いますので、このあとあと十分にですね、失敗のないような形でですね、計画していきたいと思っておりますので、申しわけございませんが、3月末というお約束はよういたしませんのでご理解をお願いいたします。

木澤委員　　わかりました。3月という時期は限定しませんので、また委員会のほうにお示しいただければと思います。

それとですね、公園遊具の安全対策のところ、昨日も予算委員会傍聴させていただいたんですけども、撤去をするものと取り替えをするものと、また改修ですね、これ具体的に数をあげていただいていたと思うんですけども、内訳もう一度お尋ねしてよろしいですか。

都市整備
課長　　まず撤去につきましては25の遊具、それから取り替えにつきましては9、補修につきましては3でございます。

木澤委員　　取り替えとか補修というのは現状復旧をしていただくということで理解

はできるんですけど、この撤去25というのはどういうものなんですか。

都市整備
課長 この撤去ということでございます。これにつきましては少し解説させていただきますたいんですけども、当初公園の管理について現在、町のほうで管理をしていくという形で考えておきまして、各公園の持ち主、自治会長なりと、今、協議をさせていただいているところでございまして、その折にですね、今ある遊具について、定期点検においてDランク、すなわち使用停止しなければ危険やという遊具等について今後どう取り扱っていくかということについて、十分自治会と協議させていただいた中で、今、子どもの数も減ってきて、それよりも広く使いたい、その遊具、それ以外にベンチとか置いたほうがずっと有効的に使えるんじゃないかと、高齢者も多いと、そういう意見もございました中で、その25を撤去していくという数字がでてきております。

木澤委員 できましたら、その撤去される25個、どんなもので、どこの公園のものかというのは、できたら一覧にして資料で示していただきたいんですけど、いけますか。

都市整備
課長 資料で示させていただきます。

木澤委員
委員長 地元の方の理解の元に進めていただいているということですが、私のほうも公園のことについてはいろんな声を聞いてまして、充実を求める声が多い中で、撤去されるというのはどうなのかなというのも具体的に検証してみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 他によろしいですか。

(な し)

委員長

次に、（２）斑鳩町景観計画策定について、理事者の報告を求めます。
加藤都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、各課報告事項の２番目、斑鳩町景観計画策定につきまして、
１１月１８日に開催された第３回斑鳩町景観計画策定委員会における審議
内容等についてご説明をさせていただきます。

はじめに資料番号３－１、第２回斑鳩町景観計画策定委員会議事資料（修
正版）をご覧くださいませでしょうか。ここでは、８月２４日開催の第２
回策定委員会におきまして、ご審議いただいた、斑鳩町の景観特性と景観
形成の基本方針の内容につきまして、委員の皆様からの意見を反映して修
正を行っております。

主な修正箇所といたしましては、１７ページをご覧くださいませでしょ
うか。斑鳩町の景観特性のなかで、三代川を河川景観軸に入れる旨検討さ
れたいとの意見に対しまして、三代川の特徴として上流部から下流部に至
るまでに、町内でその様相が変化するため、特徴に連続性がなく景観軸と
して捉えにくいのですが、当計画内の田園景観区域内では、流域の自治会
や農家組合等で組織された、三代川愛護会により、草刈りなどの維持管理
作業と、のり面へのマツバギクやヒラドツツジの植栽による美観形成に取
り組んでおられます。このことから田園景観区域に赤色の文字で追加記載
しております。

次に、２１ページをご覧ください。景観構造のうち景観軸におきまして、
旧街道景観軸を追加いたしております。当計画の市街地景観区域内の奈良
街道と呼ばれた部分のうち、竜田川東側から国道２５号を通り、猫坂交差
点から町道１０１号線へ入り龍田の町並みを東へ進み、役場前を並松商店
街へ抜け、県道大和高田斑鳩線に至る間であります。街道沿いとして賑わ
いを見せていた当時を思わせる町家が、最近では建て替えにより新しい建
築様式の建物へと変わり、その面影が薄れつつあり、これまでに、当該区
域の町並みを保存するための施策や関係法令による措置はなされておら
ず、何らかの対策が必要であると考えております。このことから、本景観
計画にて旧街道景観軸との位置づけと、法隆寺と龍田を結ぶ街道として歴

史的・文化的景観の活用を基本方針と定めるとともに、今後、当該景観軸上におきまして、それら町並みの保存、活用など新たな景観施策を展開する際の根拠といたします。

つづきまして、資料番号3-2、景観形成のための方策についての1ページをご覧くださいませでしょうか。ここでは、景観の形成に大きな影響を及ぼす行為を届出の対象とすることで、調和のとれたものへと誘導を図り、あわせて景観資源の保全・活用に関する方策を定めており、届出対象行為について各々の項目に対する届出基準を一覧表にまとめております。

申し訳ございませんけれども、資料番号3-5というのを、後のほうでございませどもご覧くださいたいと思います。ここでは、届出対象行為の比較一覧表というものを付けさせていただいております。1ページから3ページに示しておりますとおり、建築物の新築・移転、開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積も含めて、奈良県景観計画の一般区域よりも細かな設定となっております。

次に、資料番号3-2に戻っていただきまして、3ページから6ページには、届出対象行為について各々の項目に対する景観形成基準を一覧表にまとめております。

次に、7ページからの重点景観形成区域における景観形成については、景観形成上、特に重要となる箇所について重点景観形成区域に指定し、一般区域よりも細やかに良好な景観の形成のための誘導を図ることとしております。8ページに、その設定に関する区域図を示しております。次に、11ページのJR法隆寺駅周辺地区は、これまでも当町の施策におきまして、斑鳩町の玄関口として、都市基盤整備など重要な位置づけがなされていることから、他の一般区域よりも細やかな景観形成の誘導が必要であるため、幹線道路沿道区域とあわせて設定することとし、設定に関する区域図を示しております。次に、12ページから15ページには、重点景観形成区域における届出対象行為及び景観形成基準を一覧表にまとめております。なお、策定委員会におきまして、幹線道路沿道区域に都市計画道路法隆寺線を追加設定する旨提言がありましたので、素案取りまとめの際に検討することといたしております。

次に、17ページからは、景観資源の保全・活用について定めており、当町の良好な景観を形成するうえで特に重要なものを、景観資源として定義し、地域の景観形成の核として保全・活用を図る施策の根拠として、(2) 歴史的価値の高い建造物や優れた建築様式の建造物を景観重要建造物に指定すること、(3) 外観が景観上優れている樹木などを、景観重要樹木に指定すること、(4) 道路や河川、公園などの公共施設のうち、良好な景観を形成するうえで重要なものを景観重要公共施設に指定するなど、6項目を掲げております。

続きまして、資料番号3-3をご覧くださいませでしょうか。景観まちづくりの推進方策についての1ページをご覧くださいませ。ここでは、協働の景観づくりとして、今後良好な景観を形成するための住民・事業者・行政の役割を定めております。

続きまして、資料番号3-4、色彩基準についての1ページから5ページをご覧くださいませでしょうか。奈良県景観計画における色彩基準適用区分のうち、自然系地域、住居系地域及び第1種特定区に該当するものを適用することとしております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、資料番号3-6、景観計画策定に関するスケジュールをご覧くださいませでしょうか。本年中に景観計画素案をとりまとめ、年明け1月早々には、同じく当課にて策定中の都市計画マスタープランとあわせまして、パブリックコメントを実施し、景観計画原案策定の後、2月中旬に第4回策定委員会にて審議いただくことと考えております。なお、お示しさせていただいております資料につきましては、この景観策定委員会に提出いたしました資料と同じものでございますのでご理解をいただきたいと思います。

以上で、簡単ではございますが各課報告事項の(2)斑鳩町景観計画策定につきましての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 計画策定に向けて委員会でも審議をいただいているかと思うんですが、地区計画とか、地域の景観については、この計画の中で、地域の住民の皆さんの思いというのは、どういう形で反映されていくことになるんでしょうか。

都市整備課長 先ほど議案としてお示しさせていただきました、景観条例のほうにも掲げておりますように、住民によるまちづくり、おっしゃっていただいた景観協定とか、住民協定、いろいろそういった協定がございます。そういったものが、住民なり、NPO法人、盛り上がってくる景観づくりというものもございますので、そういったものも当然条例の中で受け入れることといたしておりますので、そういった住民による住民と行政の協働によるまちづくりを進めていくということで考えております。

木澤委員 まあ、条例の中で定義があることは理解いたしますけども、具体的に計画の中で反映をしていくというのは、パブリックコメントをとるとということだけでは、なかなか難しいかなというふうに思うんですけども。

副町長 この景観計画とね、地区計画はまた違う、全然別個のものと考えていただいているんですわ。地区計画でね、自分たちの一定の住宅地を、きれいな住宅地、花の多い住宅地、もしくは看板の規制の少ない、また瓦屋根、勾配何にしましょうとかいう、建ぺい率、建築基準法は60%ですけども、40%にしましょうと、高さ15までですけども、私たちのこの住宅地は10mにしましょうと、これを決めていくのは地区計画なんですわ。その中で、地区計画を決めた時に、そしたらそれは一方景観については、町の景観計画が入っておりますので、それと整合して合うような地区計画にやっていたかという具合になってきますので、別個のものとして考えていただいて、議論はしていただきたいと思うんですわ。

木澤委員 法律ではないですけども、言ったら上位法みたいな形で、町の景観計画があって、それに基づいて地区計画。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時 3分 休憩)

(午前10時 4分 再開)

委員長 再開します。

他に、ご意見ございますか。

(な し)

委員長 次に、(3)線引き(市街化区域と市街化調整区域との区域区分)及び用途地域の定期見直しについて、理事者の報告を求めます。

加藤都市整備課長。

都市整備課長 それでは、報告事項(3)線引き(市街化区域と市街化調整区域との区域区分)及び用途地域の定期見直しにつきまして、ご説明させていただきます。

現在、県におきましては、線引き及び用途地域に関する都市計画の変更案の取りまとめ作業が完了いたしまして、来月1月7日から1月21日の間で、都市計画変更案の縦覧を行い、意見書の提出を受け付けることとされております。

また、県におきましては、これにあわせまして、現在、本町で策定作業を進めております都市計画マスタープランの上位計画にあたります、奈良県都市計画区域マスタープランの変更案及び市街化調整区域における容積率や建ぺい率、高さの変更案に対する縦覧手続きも同じ日程で行うこととされております。また、本町におきましては、今回の線引き及び用途地域の見直しを行う地区につきまして、高度地区及び準防火地域に関する都市計画の変更を行うことといたしてございまして、高度地区及び準防火地域の変更につきましては、町が決定する都市計画となりますことから、この高

度地区及び準防火地域の変更案に対する縦覧手続きを、同じく1月7日から21日までの間で実施することといたしております。

なお、この縦覧手続きの実施につきましては、来月の広報いかるが1月号にて、周知をはかっていくことといたしております。

簡単ではございますが、報告事項の3番目、線引き（市街化区域と市街化調整区域との区域区分）及び用途地域の定期見直しにつきましての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

（ な し ）

委員長 次に、（4）浸水対策検討会議の進捗状況について、理事者の報告を求めます。 今西建設課長。

建設課長 浸水対策検討会議の進捗状況についてでございます。

浸水対策検討会議の設置につきましては、平成22年9月10日の当委員会におきまして、ご報告をさせていただいたところであります。

当会議の検討事項といたしまして、斑鳩町の排水施設の状況、雨水排水施設の整備方針及び事業の方向性、また浸水対策基本計画（案）の策定、また水防計画などの内容について、現在までの進捗状況についてご報告を申し上げます。

まず、この検討事項といたしております排水施設の状況と雨水排水施設の整備方針及び事業の方向性についてであります。全国的に近年の課題であります温暖化に伴う気候変動等により、これまで整備目標としてきた規模を上回る予測困難な豪雨が増えてきており、また都市化の進展に伴います市街地の保水機能を低下させ、雨水の流出量の増大をもたらしている現状であり、当時、都市計画にもとづいて整備されております都市下水道や各枝線等の排水施設が、部分的ではございますが流下能力の不足となっているなどの状況を踏まえまして、特に現在、浸水被害が頻繁に発生して

いる地域の小水路も含めた水系の再確認を行いまして、改善策とする整備内容や今後の調査の進め方等について整理を進めてまいったところでございます。

まず、9月10日の委員会終了後に現地確認をいただきました並松地域でございますが、この区域の下流域では家屋が建ち並ぶ現状で、既設水路の拡幅あるいは擁壁の嵩上げ等の改良につきましては、条件的に不可能と判断いたしますことから、流量不足となる上流部におきまして、10号都市下水路へのバイパス管の布設によるショートカットや、あるいは貯留施設などの対策案として取りまとめを行ってきたところでございます。

こうしたことから、本年度におきまして水系調査により、集水区域等の状況の把握を行いまして、次年度、23年度におきまして、この改善方法を具体化してまいりたいと考えておるところでございます。

また、興留7丁目周辺につきましても、並松地区と同様に既設水路の改良は困難でありますことから、ショートカット等の検討を行うため、次年度におきましてバイパスをとります関係の迂回ルートの小水路を含めた水系の実態の調査を進める予定といたしておるところでございます。

続きまして、基本計画の策定でございますが、浸水被害に対する課題を総合的に捉え、ハードからソフトにわたる広範囲な対策の方向性を明確にするとともに、行政・事業者・住民など、さまざまな主体の参画と協働による取り組みを推進していくことが不可欠であることから、施策の枠組みと方向性を明らかにする計画であると同時に、浸水被害を軽減させることを目的といたしまして、その他、降雨と浸水被害の状況や、雨水排水施設の現況、浸水対策の必要性と課題、浸水対策の基本方針、浸水対策の推進等を主な策定内容といたしまして、21年度に実施しております雨水調査の成果にもとづきまして、平成23年度におきまして計画策定を進めてまいりたいというふうに考えております。また、水防計画についてでございますが、これまで初動体制として河川の巡視やゲート操作等により浸水被害の軽減を行っておりますが、夜間や休日等の緊急時に備え初動体制を明確にしながら、今後具体的に整理をしてまいりたいと考えております。

以上が、浸水対策検討会議での現在までの進捗状況の報告とさせていた

だきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 23年度に計画策定をとということなんですけれども、1年間かけてとい
うことになるんですか。

建設課長 調査の関係、策定のございますけれども、いずれにいたしまして
も、現場状況、昨年は都市下水路、主に8路線を主体として調査をやっ
てきたわけなんですけれども、やはりそれ以外の小水路にあたっても、区域
区域ごとに調査も必要であって、その調査の内容によって、今後策定をや
っていくといったことで考えております。またそれと合わせて、総合的な
考え方といたしまして、先ほど申しましたように、今後、ハード・ソフト
面、両面から検討しながら策定していきたいと考えております。来年度を
目途に思っております。

委員長 他、よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(5)コンビニ収納及びペイジー収納の導入に
ついて、理事者の報告を求めます。清水総務部長。

総務部長 コンビニ収納及びペイジー収納検討会議の主管部長を、私、仰せつかっ
ておりますので、私のほうから報告をさせていただきます。

この建設水道常任委員会の9月10日の開催の委員会におきまして、こ
の町税等の納付に係るコンビニ収納・ペイジー収納の導入につきまして、
調査・研究を行うための検討会議を設置するという説明をさせていただい
たところでございますが、この9月3日に第1回目の検討会議を開催いた

しまして、それ以降、先進地の調査でありますとか、指定金融機関でございます南都銀行のほか、関係機関等との協議を行うなかで、一定のとりまとめができましたのでご報告させていただきます。

まず、資料4の一番上部でございます、はじめに、コンビニ収納及びペイジー収納というのはどういうものかについて、あらためてご説明申し上げます。コンビニ収納とは、コンビニエンスストアの窓口において税金等の支払を行えるものでございまして、現在、全国に約45,000店舗とほとんどのコンビニエンスストアで利用できるシステムとなっております。

また、ペイジー収納につきましては、マルチペイメントネットワークとよばれます金融機関の電子決済システムのネットワークを利用いたしまして、インターネットバンキングやモバイルバンキングの利用や、このマルチペイメントネットワーク対応金融機関の現金自動預け払い機、いわゆるATMでございますけれども、これを利用して税金等を支払えるものであります。

次に、導入の背景と目的と書いてございますが、先の委員会で説明をさせていただきましたところでございますが、インターネットをはじめとする情報通信技術の飛躍的な発展に伴いまして、行政サービスの高度化や効率的な行政運営を実現するための情報化施策の推進が求められるなかにおきまして、税金等を支払う場合におきましては、現在は、住民の方々等、納入義務者の方が、金融機関か町の窓口に出向いて現金で支払う必要があることから、どうしても時間的な制約、場所的な制約を受けることとなっております。

こうしたなか、民間サービス事業者を中心に、コンビニエンスストアでの支払い、あるいはインターネットバンキングを利用した支払い、いわゆるコンビニ収納・ペイジー収納の利用が、急速に普及してきておりまして、全国の地方公共団体におきましても、コンビニ収納について375団体、ペイジー収納につきましても21団体が導入している状況でございます。

県内におきましても、ペイジー収納の導入こそないものの、コンビニ収納は15団体導入している状況でございます。

このことから、当町におきましても収納方法の多様化に対応し、住民サ

ービスの向上に効果的な収納方法として、このコンビニ収納、ペイジー収納を導入してまいりたいと考えております。

次に導入による効果であります。このコンビニ収納・ペイジー収納の導入による効果としては、1つとして、税金等の支払方法の住民の選択肢が増加いたしまして、場所や時間的制約が減少し、従いまして住民サービスが向上するというところでございます。

2つ目といたしまして、コンビニエンスストアや郵便局のATMが利用できることにより、金融機関や町の収納窓口の運用時間を未納理由にされる事がなくなり、未納者への対応が容易になるというところでございます。と、申しますのは、滞納者から、いろいろ話をお聞きするなかで、納付できない理由としてよくおっしゃるのが、銀行や役場があいている時間帯は、自分も仕事、勤務時間があるので、納付できないといったものがたくさんございまして、このコンビニ収納やペイジー収納の導入により、そういったことが言えなくなるというところでございます。

3つ目といたしましては、期限内の収納率向上が期待できることから、督促件数の減少が期待できますし、督促や未納管理に伴う事務の効率化が図れることが期待できるものであります。

対象税目でございますが、今現在、導入を考えておりますのは、個人住民税の普通徴収、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、上下水道料金といたしまして、上下水道料金については、口座振替率が現在90%ということもございまして、コンビニ収納のみの導入を考えております。

次に導入年次でございます。コンビニ収納・ペイジー収納の導入をする際に必要となる収納代行事業者、という業者がございます、この業者の選定後、約6ヶ月間のテスト期間が必要でありますので、平成23年度におきまして、この収納代行する事業者等の選定、関係機関との協議、あるいはシステムのテスト等を行った上で、平成24年4月からこのシステムの、コンビニ収納・ペイジー収納の取扱いを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上をもちまして説明とさせていただきますが、新年度におきまして、この収納代行事業者等が決定し、また具体的なスケジュール等が決まりま

したら、あらためて当委員会にご報告させていただきますので、よろしく
お願いします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
中川委員。

中川委員 コンビニ収納・ペイジー収納の導入をするにあたって、町の費用負担っ
ていうのはどれくらいかかってきますの。

総務部長 今申し上げました4税と水道料金を全部含めまして、初期の投資という
か、導入の際に必要となりますのが、システム改修等々がございまして、
平成23年度中にそういう導入をしますので、平成23年度につきまして
は全部で約2千万円を見積もっております。そのうち上下水道料の導入に
つきましては約400万円、本庁の先ほど申し上げました税につきまして
は約1,600万円ということで見積もっています。それから、今度、平成
24年度から導入してからの年間経費でございましてけれども、これにつ
きましても、今、見積もっておりますのは、水道料金としては約50万円、
本庁のほうの税のほうでは約500万円、年間約550万円のいわゆるラ
ンニングコストがかかるということでございます。

中川委員 システム導入する時に、水道と役場で2,000万。24年度からは、シ
ステム導入以降は、経費として550万円という、今、金額を説明をされ
たけれども、住民サービスというところには効果はあると思うんですが、そ
の費用面で、その2千万、翌年から550万、滞納者の方が振り込みをし
やすくなるということにそれだけの費用をかけて、550万円以上の滞納
者からの収入があるというふうに見込んでおられるのかどうか、ちょっと
お聞きしたい。

総務部長 コンビニ収納・ペイジー収納を導入することによっての、いわゆる収納
率がアップするのかどうかということとは大きなことであるとは思って

けれども、いろいろ、全国の調査、今、導入している団体の調査をしたところ、この収納率アップに直ちに結びついたのは、いわゆる20団体ございますが、そのうちの3団体が収納率のアップに結びついたということでございまして、直ちに収納率アップにはちょっとつながらないのかなとは考えております。ただ、費用対効果の面で申し上げますと、本庁の税のほうで見させてもらった場合、国民健康保険税を含めて徴収コストを計算させていただきますと、このコンビニ収納・ペイジー収納を導入する前、今、現行でございまして、100円の税金を徴収することにかかるコスト、今、3.44円かかってございます。この制度を導入すると、その100円の税金を徴収することにかかるコストについては3.54円と、約0.1円のコスト増となる試算がございまして、もっと言いますと、今現在の徴収コスト、主にかかっているコストというのは、電算システムでありますとか、納税通知の発送など一律に行うものもあるわけでございますけれども、それ以上に滞納者に対します督促や催告、それと滞納処分に要する人件費等の経費など、滞納者に対します年間の徴収コストにつきましては、税務課単独の部分で申し上げますと約820万円かかっているという試算がございまして、これを、その金額につきましては、一方で、本来、善良な納税者に対して負担すべきものという考えに立った場合、こうした納税関係を整理することによって、滞納処分にかかる徴収コストとのバランスを考えた場合、そのコストについては決して高いものではないのかなと、許容範囲であるのかなというふうに考えております。また、このコンビニ収納については735団体と申し上げましたが、ペイジー収納につきましてはまだ21団体でございまして、奈良県内ではペイジー収納を導入している事例ないということで、全国の町村に先駆けて、こうしたペイジー収納について斑鳩町が住民サービスの向上に向けて取り組みを行っていくことについては、非常に意義があるものというふうに考えております。

中川委員 私、個人的に、個人で申し上げますと、固定資産も、軽自動車税も、水道も、みんな口座振替にしているんですけども。口座振替にしたら、100%徴収できるかといったら、そうじゃないと思うんですけど、そうする

と、コンビニに行く必要もないし、そういうシステムの導入にかかる費用もかからへんし。そういうふう努力しはったほうが、お互いに利益があるのかなど。支払してくれはらへん人が、してくれはらへん人って言うたら語弊があるけれども、なんぼコンビニでできますよって言ったかって、そんな増えるのかなというような、個人的な感覚を持つねんけど。反対はしませんけれど、そこら利益があると、総務部長のご答弁ですので、一定の理解はしておきたいというふうに思います。まあ今後の動向というのか、数字的なものを、また見守っていきたいと思います。

委員長　　よろしいですか。ちょっと1点確認なんですけれども、住民側からしたら、新たなこういうシステムが導入されて、新たに振込手数料的な負担部分が増えるということはないんですね。　清水総務部長。

総務部長　　基本的には、住民の側からはそうした負担は生じません。ただ、1件あたり、役場の、私どものほうで、銀行の取扱手数料でありますとか、コンビニの取扱手数料というのは発生します。

委員長　　他、よろしいですか。

(　　な　　し　　)

委員長　　次に、(6)斑鳩市の開催について、理事者の報告を求めます。
川端観光産業課長。

観光産業課長　　それでは、斑鳩市の開催についてご報告させていただきます。
前年度より、町内の各種団体、企業、商業、食品加工グループ等が市に参加して、地域特産物の販路拡大と地域産業、地元観光の活性化を図ることを目的として開催しております「斑鳩市」を本年度も開催することとしております。現在、実行委員会において企画運営について協議していただいているところでございますが、日程は平成23年、来年の2月19日(土)

から20日（日）の2日間とするということで決まっております。

開催場所は斑鳩町法隆寺観光自動車駐車場で行うことを協議会において決定いただいております。

開催内容につきましては、「斑鳩市」は目的にあるように、町内物産展示販売を中心に行い、「市」の形態をとって、この展示販売の期間中にミニイベントを組み入れ、にぎわいを演出することとしています。

詳細については、現在実行委員会の皆様方で調整を行っていただいているところです。今後、出店募集等を行ってまいりますので、委員の皆様方におかれましては、開催の目的等ご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。以上簡単ではございますが、「斑鳩市」の開催についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

（ な し ）

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはありますか。
川端観光産業課長。

観光産業 観光産業課からのご報告が3件ございます。

課長 まず1件目として、能楽「金剛流」の年中行事であります「顕彰記念祭」が来年、平成23年2月11日に龍田神社境内で開催される予定となっております。

能楽「金剛流」のルーツであります「坂戸座猿楽」は、龍田神社で開催されていた「龍田市」を本拠地として活躍していたと伝えられています。斑鳩町制50周年を迎えた平成9年2月11日に、龍田神社境内に能楽「金剛流発祥之地」の碑が建立されました。これを契機に平成12年より「顕彰記念祭」を開催されているところで、今回で10回目となります。

斑鳩マラソンと重なりますが、午後1時からの開催予定となっておりますので、ご参加いただければと思います。

次に2点目でございます。法隆寺iセンター展示映像機器の改修についてであります。今回、法隆寺iセンター1階北側奥にあります「歴史街道マップ」「情報ライブラリー」を広域的な情報ライブラリーですけれども、の改修を奈良県のほうで実施していただくことになりました。

改修内容につきましては今後奈良県と協議をしていくこととなりますが、基本的にはマップが15年前の情報となっておりますので、全面改修、また、情報機器につきましても、新しい機種に取り替える予定となっております。今後とも、法隆寺iセンター機器充実には、奈良県とも協議しながら取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いしまして、ご報告とさせていただきます。

次に3点目になりますけれども、このほど、観光サービス関連事業者や観光ビジネスに興味のある方などを対象に、多様化する観光ニーズに対応できるビジネスリーダーの育成を目的に、セミナーの開催を、奈良県中小企業支援センター及び県商工会連合会の支援を得て、斑鳩町商工会において開催されることになりました。

開催日時は、平成23年2月4日、2月12日、2月27日の3回開催の予定で、今現在、計画されております。内容につきましては、観光カリスマに登録されている方を講師に迎え、基調講演、観光資源調査、座学となる予定となっております。詳しくは、現在、商工会において支援団体と調整しているところとなっております。後日、広報等でご案内いたしますので、お知り合いで興味のある方や、将来担い手になろうという方がおられましたら、お誘いいただきますようお願い申し上げます。

以上ご報告とさせていただきます。

委員長

以上、各課報告事項については、終わります。

次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたらお受けしたいと思いますが。 木田委員。

木田委員

そこの桜池の堤防の道路の幅員ですね、あれ広いところも狭いところもあるけれども、一番狭いところは何メートルぐらいあるのかですね。それと道路

の北側についている側溝の幅っていうんですか、それらについてですね。それと歩道の南側についている安全防護柵いうんですかな、あれが南側にもものすごく倒れこんでいるという状況でですね、やっぱり通学路で、もしか、あないしてほたえて転落したら、下まで20メートルくらいあると思うから、やはりそのへんはですね、早急にやっぱり、その補修っていうんですか、それをやってもらいたいなと思って。というのも、私、毎日、龍田のほうに行くのに、日に2往復はだいたいしているんですわ。そうしたら、桜池の堤防のどこ、女性ドライバーが来はったら、私こっちから行く時やったら、女性ドライバーが来はったら、その側溝にだいぶん上げてですね、そうして止まってしまいますやんか。そうしたら、なかなか、反対側の歩道の縁石っていうんですか、それが出ておるから、なかなかスムーズに行かないということですね。昨日、なんか斧田養魚場かの車がグレーチングもってきて、2トントラックであこへ水門のところへ停めてですね、作業してはったけど、それがグレーチングを置いたら、スムーズに停まってもいけるということですね。その側溝をなんとか活かしてもらってですね、もうちょっとスムーズに行かれへんのかなと。西の端のほうやと思いますけれども、コーナーのあたりが一番狭いと思いますのでね、そこらへんのところもスムーズに行けるように、ちょっと考えてもらいたいなと、そういうふうに思いますけれどもね。それについて、どうですか。側溝に蓋をするというような感じは。

建設課長

まず桜池の堤防の道路の幅員でございますけれども、ちょっと正確な数字は今あれですけれども、だいたい4.5メートルから5メートルの範囲の道路幅だと思っております。それと道路と桜池との間にある側溝の関係でございますけれども、その側溝については、場合によりましたら、西部土地改良区の土地になる可能性がございますので、そのへんは確認させていただきながら、また土地改良区と調整を図りたいというふうに思います。それともう1点、南側のガードパイプ、防護柵の関係でございますけれども、それも1度確認させていただいて、補修すべきところは補修をやっていきたいというふうに思います。

木田委員　それとですね、今年度、大和川の堤防線、繰越明許のなかに、舗装工事
って入っておりますねんけれども、一応、舗装されるのは結構なんですけ
れども、それからの延伸ですね。目安地域の方が、何か、下に自分とこが
生活に使っている生活道路というんですか、それがあがために、うちの
ところは広げんといってくれというようなことを言うてはると聞いたんです
けれども、それは町はそういうこと聞いておられるんですかな。やはり、
今の道、あそこまで来て、もっと、信号のどこまで来たら効果があると思
うんやけれども、やっぱり、生活しておられる方が優先的に考えるべきな
んか。それについて、町はどういうふうに聞いておられるのか、今後の、
その計画ていうんですか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

建設課長　目安の大和川堤防線の関係でございます。今、現在、既設の精米所とい
いますかね、水防倉庫のあたりの設計について検討を行っているところで
ございまして、これもう当然、地元の関係者とも相談しながら進めており
まして、今、直接、個人さんからは、反対意見を聞いておりませんけれど
も、当初、計画をした際には、民家のあるところで、ちょっと今、この堤
防の既設では中段のほうになるんですけれども、それを軒下に付けている
という計画を、今後どうやっていくのかというふうな検討も行いながら地
元とも調整しておるところでございまして、実際に今、委員指摘のとおり、
家屋とその堤防が、拡幅したときに、余りにも接近しすぎるから、高低差
が出てくるといったような状況が当然出てくるわけで、今後、それらにつ
いても、図面を作成しながら、地元関係者等の方々と十分詰めていきたい
というふうに思っております。

木田委員　やはり、あそこまでもうやってこられたんですから、あの道路かて、か
なり幅員広かったら、対向するのも楽やしね。そのままの状態で置かんと、
その信号のどこまで、できるだけ早いこと、やっていただきたいなという
ことは。これは要望だけ頼んでおきます。

委員長 他、よろしいですか。

(な し)

委員長 他にないようですので、継続審査についてお諮りいたします。
お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。
ごくろうさまでした。

(午前10時40分 閉会)